平成２２年（フ）第８６１５号
大阪市住吉区山之内３丁目15番５―105号、前住所大阪市住吉区山之内１丁目２番21号
債務者　杉谷富貴子
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤志津子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月14日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８６２３号
大阪市東淀川区大桐３丁目10番18号　コラルハイム103号、前住所大阪府摂津市鳥飼本町５丁目４番４号
債務者　英美工芸こと　河野　　巌
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀井　昭暢
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月14日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８６４０号
大阪市東住吉区今川４丁目18番14号
債務者　今井　照和
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　曽我部晋太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月14日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１２４７号
広島市安佐南区古市１丁目９番１―107号
債務者　林　　俊臣
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大松　洋二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月７日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１２４８号
広島市安佐南区高取北３丁目10番22―601号
債務者　林　　英明
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大松　洋二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月７日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１３９１号
広島市佐伯区八幡３丁目26番41―103号
債務者　鎌田智恵子
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白日　雄歩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月７日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３３６８号
横浜市中区松影町４丁目14番地12　新栄館１Ｆ12号室
債務者　高橋　良雄
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹中　一真
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月２日午後２時20分
5　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９０号
山梨県都留市法能420番地
債務者　高橋　昭彦
1　決定年月日時　平成22年12月１日午前10時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　八巻佐知子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月９日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２２年（フ）第１３２２号
神戸市須磨区多井畑南町９番地の11
債務者　楠　　正人
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西川　精一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月16日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２２１号
佐賀県伊万里市黒川町大黒川1495番地９
債務者　江里口隆二
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　芳樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月２日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第２３６号
佐賀県西松浦郡有田町原明乙89番地２
債務者　橘川　直人
1　決定年月日時　平成22年11月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　圷　　悠樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月２日午前11時
5　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第３２４５号
愛知県東海市荒尾町恵毛14番地の２　ライオンズガーデン荒尾町801号
債務者　須藤　達志
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　米澤　孝充
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月16日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８３９７号
大阪府東大阪市宝持２丁目６番２号
債務者　岸田　喜成
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　前川　拓郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月17日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８６５０号
奈良市松陽台１丁目３番505号
債務者　末松　正照
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂口　聖子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月21日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１８３５号
京都市右京区西院追分町11番地３　サンライズ松原101号室、前住所京都市右京区西院西貝川町53番地の２
債務者　寺西　昭朗
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　後藤　真孝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月22日午前11時
5　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１８３６号
京都市中京区西ノ京西中合町36番地、前住所京都市右京区西院西貝川町53番地の２
債務者　寺西　徳子
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　後藤　真孝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月22日午前11時
5　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１８３７号
京都市中京区西ノ京西中合町36番地、前住所京都市右京区西院西貝川町53番地の２
債務者　寺西　　功
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　後藤　真孝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月22日午前11時
5　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係